

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度剣淵町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 26,832 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 440,998 千円

(単位:千円)

大区分	小区分	平成30年度 決算	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	175,866	125,518			5,504	44,844
	高齢者福祉費	119,201	1,352	3,700	1,912	10,112	102,125
	児童福祉総務費	14,950	4,551	7,000	559	310	2,530
	児童措置費	36,513	30,747			630	5,136
	保育所費	50,788	4,232		9,862	4,011	32,683
	児童福祉施設費	7,260	1,152		1,066	551	4,491
	小計	404,578	167,552	10,700	13,399	21,118	191,809
保健衛生	保健総務費	15,277	7			1,669	13,601
	健康推進費	21,026	1,905		1,971	1,875	15,275
	小計	36,303	1,912	0	1,971	3,544	28,876
合計		440,998	169,464	10,700	15,370	24,675	220,789

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。